

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成31年3月8日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第12回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成31年3月8日(金) 午後3時00分から午後5時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 議案第4号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 非農地証明願について
- (6) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (7) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (8) 報告第3号 許可不要転用届について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄考	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員(0人)

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

平成30年度第12回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。

議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に6番 内藤委員 7番 宮村委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：曲手字西原476番

地目：畑 面積：76㎡

申請理由については、売買の所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を3月1日（金）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP1～P2をご覧ください。なお、農機具の確認につきましては、今年の12月に譲受人が同じ第3条案件の申請があり、農機具確認は済んでおります。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員でありあります川端農業委員及び鍋島推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。隣接する農地を所有し耕作されておられます。また、本町に所有する他の農地については、管理・耕作されておられました。

次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、申請者は車いすを利用されており、一人で所有する全農地を耕作することは難しいものの、社会福祉法人の従業員や障害者施設の利用者とともに管理する旨をおっしゃっておられます。また、後継者として娘の方が営農に従事する旨の申請であり、それを示す誓約書も今年の12月再審議の際に提出されておられます。今回の申請地及び隣接する農地の一部に農業用倉庫及び簡易トイレを今後設置したいとのことあります。

次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、本町の耕作面積が15,705㎡、山鹿市の耕作面積が4,895㎡でありますので下限面積を満たしております。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。また、現地調査の際に本人に対してもその旨確認しております。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意

見をお願いします。

1 番委員 第 1 号議案の番号 1 について、1 番委員が説明します。
申請者に関しては、前回 1 2 月の農業委員会で説明があった通りです。
今回の申請内容は、本人が所有する農地に隣接する農地で、面積も 7 6 m²
と小規模であり、農地をまとめるという意味では妥当性があると思いま
す。ただ、今回の申請地は現地写真のとおり、とても耕作できる状況では
ありませんので、隣接地と一体になった際には、農地として一体的に耕作
されるか、もしくは、本人が言われていたとおり農業用施設が建つかどう
かを見守っていく必要があると思います。今回も前回同様に、仮に農地を
取得した際には、農地を荒らすことなく管理を継続し地域との調和につい
ても配慮するよう条件を付した方がいいのではないかと思います。よろし
くご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか。

4 番委員 現地写真の小高い丘になっているところですか。

議長 その先の端っこです。現在耕作されている農地は石ばかりでした。
他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第 1 号議案の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めま
す。全員賛成です。
よって議案第 1 号の番号 1 は、許可相当とし、前回同様条件を付し経過
を見守ることとしてして意見決定とします。
次に、番号 2 について、事務局より説明をお願いします。

■事務局 議案第 1 号 番号 2 を説明します。
譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：原水字下前通 5 4 7 4 番 1 外 2 筆
地目：畑 合計面積：6, 1 8 9 m²
申請理由については、親子間の贈与であります。
この議案につきましては、現地調査を 3 月 1 日（金）に実施しています。
お手元に配布しています。「現地調査写真」の P 3 ～ P 4 をご覧ください。
本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否
か、お手元に配布しております調査書の農地法第 3 条（赤ラベル）の検討
事項について検討した結果を説明します。
それでは、1 号から該当する項目について説明します。
全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員でありありま
す本田農業委員及び渡邊推進委員と現地調査をした結果、現在保有してい
る経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率

的な利用ができるものと見込まれます。
次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は以前より兼業の傍ら農業従事されており、今回父親の農地の一部を生前贈与受けるものです。取得後も今までどおりキウイ等を作付するとのことです。
次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、現在の耕作面積は0ですが、今回の申請地が6, 189㎡でありますので下限面積を満たしております。
最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。
また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。
無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。
集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。
以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

- 議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。
- 5番委員 第1号議案の番号2について、5番委員が説明します。
譲受人は、兼業農家で仕事の傍ら農業に従事されており、今後も父親と一緒に農地を管理されるとのこととあります。現地調査においても、適正に農地を管理されており、特段問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。
- 議長 議案朗読並びに説明が終わりました。委員の質問並びに意見を求めまます。
ありませんか。
- 7番推進委員 5474番1の真中の白い部分はなんですか。
- 5番委員 あれは墓です。家族の墓が昔からあります。また南側にも共同墓地があります。
- 7番委員 北側の農地は集落内開発地域に入っているのですか。

5 番委員 北側の 2 筆は入っています。ただ、農地法第 3 条で所有権移転後すぐに転用するのはまずいので、最低でも 3 年 3 作は作付するよう現地調査の際にも伝えております。また、申請者もその気は無いようです。

議長 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。
第 1 号議案の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第 1 号の番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第 5 条は、権利移動の伴う転用でございます。
番号 1 について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字南受 1 0 2 2 番 4
地 目：田
転用面積：4 9 9 m²
転用目的は、個人住宅です。
権利は、所有権の移転（贈与）です。
この議案につきましては、現地調査を 3 月 1 日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 5 ～ P 7 をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
1) 立地基準について
農地区分は第 3 種農地と判断しました。
（J R 原水駅よりおおむね 3 0 0 m 以内の農地）
次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1 の資力及び信用」から「1 0 の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。
当該農地は、J R 原水駅からおおむね 3 0 0 m 以内にある第 3 種農地であり、原則転用可能です。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

- 9 番推進委員 第 2 号議案の番号 1 について、9 番推進委員が説明します。
本申請地は、J R 原水駅からおおむね 3 0 0 m 以内のある農地であり、近隣は市街化進んでいる地域です。転用後における周辺農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。
- 議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
- 7 番委員 昨年の 6 月に西側の農地の転用申請があったところですよ。
- 事務局 そうです。西側については県の許可おりており、現地は資材置場になっております。農地区分としては同じ第 3 種農地と考えております。
- 議長 他にありませんか。無いようですので採決を行います。
第 2 号議案の番号 1 の案件について、賛成される賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。よって議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、番号 2 について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 番号 2 について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字入道水 3 4 6 8 番 1
地 目：畑
転用面積：2, 5 9 8 m²
転用目的は、資材置場です。
権利は、賃借権の設定です。
この議案につきましては、現地調査を 3 月 1 日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 8 ～ P 1 0 をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
1) 立地基準について
農地区分は第 2 種農地と判断しました。
（1 0 ha の広がりがない小集団の農地）
次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1 の資力及び信用」から「1 0 の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。
当該農地は、周辺に 1 0 ha 以上の広がりがない第 2 種農地であり、原則転用許可可能です。また、今回の申請にあたり農地以外の土地も検討されましたが、条件等に合わず、今回の申請地となったとのことであります。また、現地調査の際には、粉じん等が飛散しないように、申請地と

南側農地との間には余裕をもって資材を置くこと、また申請地南側には粒子の小さい砂利は置かない旨を確認しております。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

6 番推進委員 第 2 号議案の番号 2 について、6 番推進委員が説明します。
現地調査当日は所用がありいけなかったのですが、後日現地を確認してまいりました。本申請地は、周りは山林に囲まれており、10ha の広がりがない小集団の農地です。申請者と親戚関係にある所有者からの賃借であり、特段問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか。

議長 これは一時転用ですか。

事務局 いいえ、通常の転用申請です。

事務局 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。
第 2 号議案の番号 2 の案件について、賛成される賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第 2 号の番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、番号 3 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 番号 3 を説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字仲山 5 9 0 0 番 7 8
地 目：畑
転用面積：2, 9 7 5 m²
転用目的は、牛舎（農業用施設）の建設です。
この議案につきましては、現地調査を 3 月 1 日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 1 1～P 1 4 をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。

(10ha以上広がりがなく生産性の低い農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがない第2種農地であることに併せ、転用目的が農業用施設ですので原則転用許可可能です。また申請地南側には既存の牛舎が近接しており、作業効率等と考慮し今回の申請地になったと聞いております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

5番委員 第2号議案の番号3について、5番委員が説明します。
申請地は山林や牛舎等に囲まれた小集団の農地で、事務局説明のとおり南側には既存の牛舎も近接しております。申請者の父親がやっていた肥育の預託と併せ繁殖に取り組みたいとのこと。特段問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

7番委員 申請地と既存の牛舎の間は農地ですか。

事務局 はい、農地です。当初は隣接するその農地の転用を考えられましたが、地権者と価格交渉が折り合わず当該申請地になったと聞いております。

4番委員 既存の牛舎は前からあったのですか。

8番推進委員 だいぶ前からあったのを記憶しています。近くの古閑牧場より前から建っていました。

議長 他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第2号議案の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より平成31年3月9日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が20件の40筆で合計面積100,368㎡、2の所有権移転が1件の1筆で合計面積2,147㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか。

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第3号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。全員賛成です。よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より平成31年3月9日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の4筆で合計面積8,555㎡です。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか。

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第4号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。全員賛成です。よって、原案のとおり意見決定することとします

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 非農地証明願について説明します。
申請者は議案書のとおりです。
申請地：久保田字役給137番3
地 目：田
現 況：宅地
面 積：220㎡
この議案につきましては、現地調査を3月1日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP15～P16をご覧ください。現地は、昭和4年頃から宅地の一部となっているとのことであります。現地はすでに宅地の一部で、農地の用を呈しておらず、周辺に農地はありません。故意的な違反転用ではないと認められるため、非農地とすることが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

3番推進委員 第5号議案の番号1について、3番推進委員が説明します。
本申請地は、事務局からの説明のとおり、以前より宅地の一部となっており、平成24年の水害では水に浸かったところでもあります。今後耕作を行えるような農地ではなく、非農地とすることにより営農等への影響ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。委員の質問並びに意見を求めます。ありませんか？他にありませんか。無いようですので、採決を行います。第5号議案の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。よって議案第5号は、「非農地化相当」と決定します。
次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか。
－ 特に発言無し －
よろしいですか。特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に

記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか。

－ 特に発言無し －

よろしいですか。特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第3号は許可不要転用届出でございます。申請者、及び詳細は議案のとおりです。転用目的は九電鉄塔建替え工事に伴う工事用地としての一時転用です。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか。

－ 特に発言無し －

よろしいですか。特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。